

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・〇年〇月期とは、〇年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針及び実務対応報告を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

項目		2023 年（令和 5 年）												2024 年（令和 6 年）								
		3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期	10 月期	11 月期	12 月期	1 月期	2 月期	3 月期	4 月期	5 月期	6 月期	7 月期	8 月期	9 月期		
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正																						
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 61 号 2021 年 9 月 24 日）	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号）（2021 年 6 月 17 日）	原則適用																				
「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表																						
—	「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号）（2021 年 8 月 12 日）	原則適用																				
「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の改正																						
—	「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第 40 号）（2022 年 3 月 17 日）	適用可（注 1）																				
「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」																						
—	「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 43 号）（2022 年 8 月 26 日）	早期適用（注 2）												原則適用（注 2）								
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正																						
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 22 号 2023 年 3 月 27 日）	「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号） 「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 25 号） 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号）（2022 年 10 月 28 日）														早期適用（注 3）							
「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」																						
「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 11 号 2023 年 1 月 31 日）	—	一部原則適用（注 4）												原則適用（注 4）								
「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」の公表																						
—	「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（実務対応報告第 44 号）（2023 年 3 月 31 日）	原則適用（注 5）																				

注 1. 公表日（2022 年 3 月 17 日）以後適用することができるとされています。

注 2. 2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用するとされています。ただし、本実務対応報告の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができるとされています。

注 3. 2024 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2023 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています。

注 4. 公布日（2023 年 1 月 31 日）以後施行するとされています。ただし、当該府令の第 2 条及び第 2 条第 3 項の規定は、2023 年 4 月 1 日から施行するとされています。

注 5. 公表日（2023 年 3 月 31 日）以後適用するとされています。